

1 現在の要領における課題

国(厚生労働省、国土交通省及び環境省)の動き

- 国土交通省では、平成25年7月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」を定め、建築物における石綿含有建材の点検可能な建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきた。
- 一方で、厚生労働省や環境省では、「石綿障害予防規則」や「大気汚染防止法」に基づく建築物の解体などの事前調査に際し、一定の知見を有する者が行うよう、周知啓発を行ってきた。
- これらの点検・調査に求められる知識や技能は共通の内容が多く、育成については一体的に行うことが効果的かつ効率的であることから、平成30年10月23日、現行の制度を廃止し、新たに3省共管の講習制度とする旨を告示した。

➡ これに伴い、本市要領における石綿含有建材を点検・調査する「専門家」の定義を変更する必要がある。

2 要領改定の概要

(1) 専門家の定義の変更

「専門家」とは、次表に示す資格のうちいずれかに該当する、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者をいう。

変更前	変更後
① 建築物石綿含有建材調査者	① 特定建築物石綿含有建材調査者 / 建築物石綿含有建材調査者
② 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿除去等の作業経験者	
③ 日本アスベスト調査診断協会に登録された者	② 日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(2) その他

- ア 要領では石綿含有仕上塗材は点検対象建材ではないことを明記
(石綿含有仕上塗材の取扱いについては別途定める)
- イ アスベスト管理台帳に、成形板等のレベル3建材(任意)のチェック欄を追加
(点検対象に追加するという趣旨ではなく、各局の情報整理支援のため)
- ウ 囲い込み及び封じ込めの吹付け石綿等の損傷、劣化状態の定義を規定 など

3 今後のスケジュール

(1) 平成30年度点検

平成31年3月末ごろ	平成30年度点検結果に係る照会
平成31年4月末まで	平成30年度点検結果の回答期限
平成31年9月頃	平成30年度点検結果の公表

(2) 平成31年度点検

平成31年4月～平成32年3月	改定した要領に基づく平成31年度点検の実施
平成32年4月末まで	平成31年度点検結果の回答期限